

静岡県文化プログラム認証要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県文化プログラム推進委員会（以下「委員会」という。）が、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた静岡県文化プログラムの認証を行う際に必要な事項を定め、「地域とアートが共鳴する」をテーマに、多彩な文化プログラムを県内各地域で重層的に展開し、本県の文化・芸術の魅力を国内外に発信することを目的とする。

(認証の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、以下の要件を全て満たす事業・活動を、静岡県文化プログラムとして認証する。

- (1) 静岡県内で実施される文化・芸術に関する事業・活動であること。
- (2) 感性豊かな地域社会の形成に資する事業・活動であること。
- (3) 静岡県文化プログラムにふさわしい以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。
 - ア 地域資源を活かした文化・芸術の振興
 - イ 文化・芸術と他分野との協働による地域・社会課題への対応
 - ウ 文化・芸術を担う次世代の育成
 - エ 地域における文化・芸術の魅力の国内外への発信
- (4) 2021年3月31日までの間に実施する事業・活動であること。

(認証した事業・活動への支援)

第3条 認証した事業・活動に対しては、以下の支援を行う。

- (1) 静岡県文化プログラムのシンボルマーク（以下「マーク」という。）の使用承認
- (2) プログラム・コーディネーターによる助言、相談対応
- (3) 委員会等の広報媒体を通じた情報発信

(マークの使用に関する権利)

第4条 マークに関する一切の権利は、静岡県及び委員会に帰属する。

(認証の制限)

第5条 静岡県文化プログラム推進委員会事務局長（以下「事務局長」という）は、次の各号のいずれかに該当する事業・活動については、静岡県文化プログラムに認証しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 静岡県文化プログラムのイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると事務局長が認める場合はこの限りではない。

- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、文化芸術の振興等に特に資すると事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、認証を受けた事業・活動で使用了物品等の品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、事務局長が不適切と認める場合

（認証の対象となる事業・活動の実施主体）

第 6 条 以下に掲げる者は、事務局長に対して静岡県文化プログラムの認証の申請を行うことができるものとする。ただし、静岡県内に拠点がある者又は県内で事業・活動を行う者とする。

- (1) 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- (2) 地方公共団体（特別区、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人を含む。）
- (3) 国公立の学校及び学校法人（準学校法人を含む。）
- (4) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (5) 株式会社等その他法人格を有する団体
- (6) (1) から (6) までに掲げる者から後援又は助成を受けた実績を有し、又は認証の対象となる事業・活動を行う団体等

（認証の対象とならない事業・活動の実施主体）

第 7 条 事務局長は、申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、静岡県文化プログラムに認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると事務局長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体又はこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(9) その他、事務局長が不適切と認める者

(認証の申請)

第8条 静岡県文化プログラムの認証を受けようとする場合、「静岡県文化プログラム認証申請書」(様式第1号)に関係書類を添えて、事務局長に申請しなければならない。ただし、静岡県、県内市町、公益財団法人静岡県文化財団及び公益財団法人静岡県舞台芸術センター等事務局長が認める者は、事務局長が別に定める様式により申請することができる。また、上記以外の団体において、「1. 団体概要」の記載及び「3. 提出書類」の必須書類の提出は、初回申請時のみとする。

2 事務局長は、前項の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(認証の手続)

第9条 事務局長は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、事務局長は必要に応じて条件を付すものとする。

2 事務局長は、前項に規定する認証について決定した場合は、「静岡県文化プログラム認証(不認証)通知書」(様式第2号)により申請団体へ通知するものとする。また、E-mailによってマークのデータを当該申請者へ通知するものとする。

3 事業・活動ごとに認証することとし、認証の期間は、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、事務局長と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。

4 前条第1項ただし書の規定による場合は、第1項の規定に準じて審査し、認証を行うものとする。

(提案プログラム等の認証)

第10条 提案プログラムについては、委員会との協定の締結をもって静岡県文化プログラムの認証を行ったものとし、E-mailによってマークのデータを当該プログラム実施団体へ通知するものとする。

2 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の認証を受けたアクション及び内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部の認証を受けた事業・活動については、当該アクションを実施する団体から提出された認証通知の写し等の受理をもって静岡県文化プログラムの認証を行ったものとし、E-mailによってマークのデータを当該団体へ通知するものとする。

(認証の変更等)

第11条 第9条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体名、事業・活動名、実施期間、開催場所又は事業概要の事項(以下「主要事項」という。)について変更しようとする場合は、あらかじめ「静岡県文化プログラム認証変更申請書」(様式第3-1号)に関係書類を添えて事務局長に提出し、変更についての認証を

受けなければならない。

- 2 事務局長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第9条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
- 3 事務局長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「静岡県文化プログラム変更認証通知書」(様式第4号)により当該変更申請者へ通知するものとする。
- 4 第9条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、主要事項以外について変更しようとする場合は、あらかじめ「静岡県文化プログラム認証変更届出書」(様式第3-2号)に関係書類を添えて事務局長に提出しなければならない。
- 5 第9条第4項の規定により認証した内容について変更しようとする場合は、第1項及び前項に準じて事務局長が別に定める様式により書類を作成しなければならない。

(実績の報告)

- 第12条 認証(前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、認証を受けた事業・活動の終了後1か月以内に「静岡県文化プログラム実績報告書」(様式第5号)により事業・活動の実績を提出するものとする。
- 2 第9条第4項の規定により認証を受けた者は、事務局長が別に定める様式により報告を行うものとする。

(遵守事項)

- 第13条 第9条の規定によりプログラムの認証を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 認証を受けた事業・活動が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
 - (2) マークの使用は、認証を受けた事業・活動に限ること。
 - (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
 - (4) マークのデザインやその他使用のルールについては、「シンボルマークガイドライン」を遵守すること。
 - (5) 事務局長が行う認証を受けた事業・活動の実施状況等の調査その他の照会に応じること。
 - (6) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

- 第14条 事務局長は、プログラムの認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。
- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると事務局長が認めた場合。
 - (2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。
 - (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。

- (5) その他認証を受けたプログラムの継続が不相当であると事務局長が認めた場合。
- 2 事務局長は、前項に規定する認証の取り消しを行った場合は、「静岡県文化プログラム認証取消通知書」(様式第6号)を当該取消しを受けた者に通知する。
 - 3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日から第3条に規定する支援を受けることができない。
 - 4 事務局長は、認証の取消しを受けた者に対し、認証の取消しを受けた事業・活動について、マークを使用した広報物等の回収等の措置を請求することができる。
 - 5 事務局長は、前三項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について一切責任を負わない。
 - 6 事務局長は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

- 第15条 事務局長は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。
- 2 事務局長は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

- 第16条 委員会が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

- 第17条 マークの使用料については、無料とする。

(マーク使用の非独占性等)

- 第18条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者、認証を受けた事業・活動で使用した物品等について委員会が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

- 第19条 委員会は、本要領による認証の申請、変更申請、第13条第5号に規定する照会並びに認証を受けた事業・活動及びマークの使用に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

- 第20条 委員会は、認証を受けた事業・活動で使用した物品等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、委員会は、認証を受けた事業・活動の内容についての正確性、適法性及び合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第 21 条 委員会は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けた者は、事業・活動で使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、委員会に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 認証を受けた者は、認証を受けた事業・活動の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を委員会に賠償しなければならない。

4 委員会は、第 2 項若しくは前項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第 22 条 事務局長は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第 23 条 事務局長は、静岡県文化プログラムの推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第 24 条 委員会は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

2 委員会が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「委員会」又は「事務局長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、静岡地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第 26 条 本要領に定めるもののほか、静岡県文化プログラムの認証に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成 30 年 7 月 24 日から施行する。